

むつ市農業委員会第751回総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月8日（水）午前10時50分から午前11時20分

2. 開催場所 むつ市役所大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議席	氏名
2	青木 明
3	蛭名 修一
4	杉山 重一
5	小林 義顯
6	中嶋 寿樹
7	柏谷 均
8	立花 幸雄
9	菊池 秀藏
10	柴田 峯生
11	鴨田 輝雄
12	村口 鉄雄
13	村口 利光
14	四ツ谷 末藏
15	立花 順一
16	林 忠久
17	嶋影 秀子
18	工藤 輝雄
19	坂本 正一

○農地利用最適化推進委員（9名）

地区	氏名
第1地区	佐々木 貢
第2地区	齊藤 榮佐男
第4地区	畑中 光政
第5地区	菅原 靖博
第6地区	新堂 真
第7地区	木村 俊明
第8地区	瀬川 博光
第9地区	千葉 好二
第10地区	富江 佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（１名）

議席	氏名
1	水戸隆璽

○農地利用最適化推進委員（１名）

地区	氏名
第3地区	杉山武美

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指定
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る
意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
報告事項 農地の転用事実に関する照会について
その他

6. 会議に従事した職氏名

局長 寺島 誠
次長 金浜 達也
主査 石橋 雅美
主事 種市 大輝
臨時職員 晴山 亜梨沙

7. 会議録署名委員

9番 菊池 秀藏 10番 柴田 峯生

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主査 石橋 雅美

9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第751回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しております。 本日、1番水戸委員より欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、9番菊池委員、10番柴田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることで、決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、5件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 受付第1号、申請地は大字奥内字近川8番220、面積は1,720㎡であります。申請地は譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査につきましては、10月26日 中嶋委員、立花幸雄委員、木村推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われれます。 受付第2号、申請地は川内町銀杏平46番1 外3筆、面積合計4,019㎡であります。申請地は譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して田及び畑として利用するものであります。 調査につきましては、10月24日 村口鉄雄委員、村口利光委員、富江推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われれます。 受付第3号、申請地は大字田名部字内田42番121 外1筆、面積合計9,106㎡、親子間の贈与であります。申請地は、譲渡人・譲受人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して牧草の栽培地として利用するものであります。 調査につきましては、10月26日 四ツ谷委員、林委員、工藤委員、齊藤推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われれます。 受付第4号、申請地は大字田名部字斗南岡32番24 外4筆、面積合計16,491㎡、借受人は新規就農者であります。申請地は貸付人世帯が耕作してきたものであり、借受後はいちご及びにんにくの栽培地として利用するものであります。

調査につきましては、１０月２６日 四ツ谷委員、林委員、工藤委員、齊藤推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第３条第２項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われま

す。受付第５号、申請地は大字中野沢字上田１１番１、面積１，０９８㎡であります。申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して牧草の栽培地として利用するものであります。

調査につきましては、１０月２６日 中嶋委員、立花幸雄委員、木村推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第３条第２項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（立花会長）

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

中嶋委員、どうぞ。

中嶋委員

議案第１号受付第１号についてですが、事務局の説明どおり、特に問題ないと思います。

議長（立花会長）

ご苦労様でした。他にございませんか。

村口委員、どうぞ。

村口鉄雄委員

受付第２号ですが、現地調査をしたところ、事務局の説明のとおり特に問題はないと思います。

議長（立花会長）

ご苦労様でした。他にございませんか。

四ツ谷委員、どうぞ。

四ツ谷委員

受付第４号について申し上げます。先程の事務局の説明どおりであり、別段問題となることはありません。

議長（立花会長）

ご苦労様でした。他にございませんか。

工藤委員、どうぞ。

工藤委員

受付第３号について、事務局の説明どおり特に問題はないと思います。

議長（立花会長）

ご苦労様でした。他にございませんか。

説明が終わりましたので、受付第１号について質疑を許します。質疑ございませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長（立花会長）

質疑がありませんので、議案第１号は原案のとおり承認いたしました。次に、受付第２号について質疑を許します。質疑ございませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長(立花会長)	質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。次に、受付第3号について質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。次に、受付第4号について質疑を許します。質疑ございませんか。坂本委員、どうぞ。
坂本委員	受付第4号についてですが、資料に売買と記載されていますが、賃貸借ではないのでしょうか。
事務局	誠に申し訳ありません。こちらについては事務局の記載ミスであり、坂本委員のご指摘どおり賃貸借でありますので訂正をお願いいたします。なお、補足ではありますが、申請者からは、賃貸借をして実績をあげたら、その後は所有権の移転も検討する、との話を伺っております。
坂本委員	そういったことであれば、農地中間管理機構を利用するといった方法は考えなかったのでしょうか。
事務局	農地中間管理機構を利用する方法もあったかと思いますが、申請方法や手続上の関係から、3条の賃貸借申請をしたいとの申し出がありましたので、今回のような申請となりました。この方につきましては、新規就農者であり、今後は農業次世代人材育成資金を利用し、新規就農を進めていく予定であると農林畜産振興課から聞いております。
坂本委員	先の研修会でも、積極的に農地中間管理機構の利用をするようお話があったことから、機構を利用するよう勧めるべきではないかと思ったため、質問いたしました。
議長(立花会長)	他に質疑ございませんか。 柴田委員、どうぞ。
柴田委員	この方は新規就農者であり、将来的に農地の売買も含んでいるとのことですが、当面の賃貸借の期間はどのようになっているのでしょうか。また、賃貸借の契約の解除についてですが、県知事への届出による解除の決めなど、現時点で貸付人と借受人の間に意思疎通ができているのか教えていただきたいと思います。
事務局	貸付期間につきましては、4年となっております。申請者の方からは、貸付人とは5年目に所有権を移転するということになっており、4年間の賃貸借の後、5年目に18条の合意解約をした上で所有権の移転の申請をしていく予定であるとの話を伺っております。
柴田委員	賃貸借については、契約書による貸付期間後に、合意解約をするのか、それともそのまま自動更新となるのか、農業委員会としても確認する必要

があるかと思います。

事務局

現在行っております農地パトロール等で状況を把握しながら、しっかり農業が行われているか確認していく予定であります。農地法第3条については、基本的に合意解約がなければ自動更新となりますので、5年目の時点でどうするのかを確認しながら進めていければと考えております。

議長(立花会長)

他にございませんか。
ないようですので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。
次に、受付第5号について質疑を許します。質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、1件を議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてご説明いたします。

申請地は栗山町106番3、面積247㎡であります。

申請に至った理由としては、現在、土地の所有者である母と同居している家が手狭となり、増築を検討したが敷地が狭いため、今後母の介護が必要となった場合に備え、隣接する当該地を転用し、新築することにしたとのことであります。

調査につきましては、10月26日 四ツ谷委員、林委員、工藤委員、齊藤推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、申請内容については、建ぺい率等、特に問題はなく、不許可要件には該当しないため、許可相当であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
林委員、どうぞ。

林委員

事務局の説明どおりであり、特に問題となることはないと思います。

議長(立花会長)

ご苦労様でした。説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を許します。質疑ございませんか。
柴田委員、どうぞ。

柴田委員

同居している親子間の贈与になるかと思いますが、現在住んでいる所と申請があった所は、どれくらい離れているのでしょうか。

事務局

申請地については、議案の地図に示されている場所ですが、居住されているのは隣接しているすぐ上の場所となります。地図のとおり、敷地に余裕がないため、今回の申請となったわけであります。

柴田委員	地図上に現在の住居について表記がなかったため、今後の管理をどのようにするのか気になり質問した次第であります。
議長(立花会長)	他にございませんか。 他に質疑がないので、議案第２号は原案のとおり許可相当として県知事に送付いたします。 次に、議案第３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、１件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 申請地は大字中野沢字中近川１２番２８ 外１筆、面積合計７，７７８㎡であります。借受人はあおもり農林業支援センターで、農地中間管理機構を利用するとのことであります。 以上で説明を終わります。
議長(立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 中嶋委員、どうぞ。
中嶋委員	申請地は昨年まで申請者の親戚が耕作してましたが、高齢であるためでなくなかったということで、今回申請されたものであり、問題ありません。
議長(立花会長)	ご苦労様でした。 それでは説明が終わりましたので、議案第３号について質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、議案第３号は意見がない旨、むつ市長へ回答いたします。 続きまして、農地の転用事実に関する照会について２件、報告事項があります。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、報告第１号から第２号、農地の転用事実に関する照会についてご説明いたします。 報告第１号、申請地は川内町高野川７２番２８、地目は畑、面積９，１３９㎡であります。調査につきましては、１０月３日 水戸委員、鴨田委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。 続きまして報告第２号、申請地は大字奥内字中道２７番３、地目は畑、面積合計２，９９９㎡であります。調査につきましては、１０月２６日 中嶋委員、立花幸雄委員、木村推進委員、事務局で調査した結果、平成１６年２月２０日付で農地法第５条許可が下りており、現在も店舗が建築さ

議長 (立花会長)	れているため、非農地と回答いたしました。 以上で説明を終わります。
	以上で本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第751回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 菊 池 秀 藏

会議録署名委員 柴 田 峯 生